

JASSO 令和元年度 障害学生支援 理解・啓発セミナー

# 障害のある学生の修学支援

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

本資料に関するご質問等は、学生・留学生課 厚生係までお願いいたします。  
TEL 03-5253-4111 内線2522



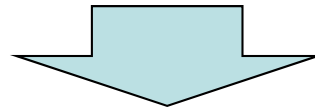
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 《本日の説明の趣旨》

- ◆ 大学等高等教育機関へ進学する障害のある学生の増加  
⇒ 学生のニーズも多様化

- ◆ それに対応すべく・・・高等教育機関全体での受入れを拡大



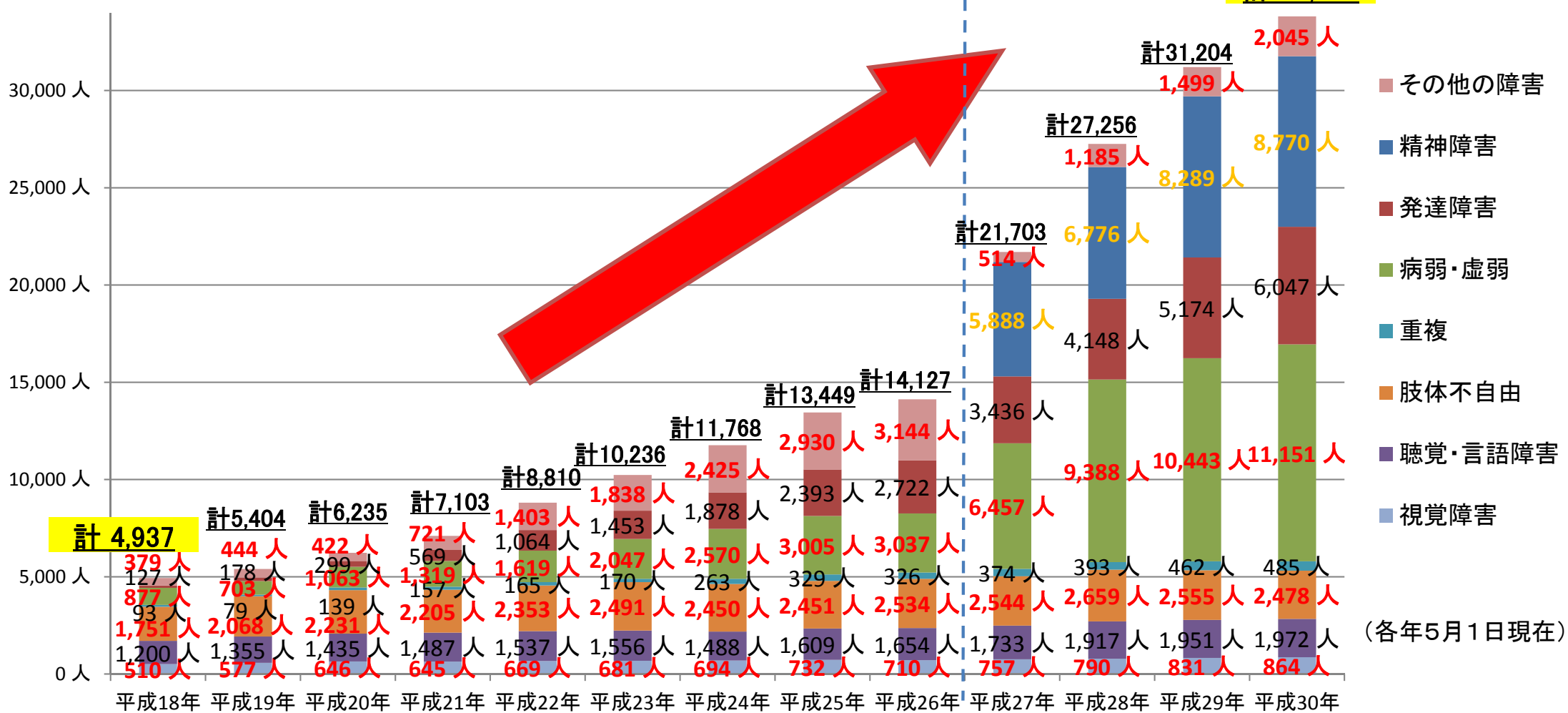
- ◆ 受入れにおいては、大学等が一丸となって取り組む必要があり、役員・教職員の理解増進が不可欠

- ◆ 文部科学省では、(独)日本学生支援機構との連携の下、様々な手法を用いて理解・啓発を実施。

⇒ 本日のセミナーは、特にこれまでに受入れがないもしくはほとんどない大学等の担当者を対象とした説明会であることから、基礎的な知識を紹介したい。

# 障害のある学生の在籍者数

出典：平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

# 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布  
9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定  
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供  
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

## 障害者基本法 第4条

### 基本原則 差別の禁止

#### 第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### 第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

#### 第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## I. 差別を解消するための措置

### 具体化

#### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）  
民間事業者（私立学校など）

法的義務

#### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）  
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

#### 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

## II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

### 障害者差別解消法による義務及び努力義務について

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) (※2)	所掌する分野について策定義務 (第11条1項) (※3)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)【抄】>

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

※1 各機関が対応要領を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月9日 27文科高第849号『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知)



# 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。〔 第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。  
http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm 〕

## 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

## 検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

## 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

### (1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

## 具体的な内容

### (2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

### (3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

### (4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

## 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

### (1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

### (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

### (3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

### (4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

### (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

### (6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

### (7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

## 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

## 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

## 【第二次まとめ】不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

### 不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**  
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等  
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不适当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。  
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択  
/ 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。  
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

### 合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

- 障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。  
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。



## 【第二次まとめ】 合理的配慮の内容の決定手順

この手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話、モニタリングの内容を踏まえ繰り返される。

### 障害のある学生からの申出

- 原則として、**障害のある学生本人から**、社会的障壁除去の**意思表示**があった場合。
- **本人からの申出ができない場合も**、社会的障壁除去の**必要性が明白な場合は**、法の趣旨に鑑みた働きかけ（適切な配慮提案のための建設的対話、学生の特性やニーズ把握、自己選択・決定の機会提供など）が望ましい。
- 個々の学生の障害の状況を適切に把握するための**根拠資料の提出**。ただし、**提出困難な場合も建設的対話による確認**が可能であれば、合理的配慮提供について検討。  
(根拠資料例) 障害者手帳の種別・等級・区分認定／医学的診断基準に基づいた診断書／標準化された心理検査等の結果／学内外の専門家の所見／大学入学前の支援状況に関する資料 等

### 障害のある学生と大学等による建設的対話

- 障害のある学生本人と大学等との建設的対話。**本人の意思決定を重視**。
- 必要に応じて保護者や支援者の援助。

### 内容決定の際の留意事項

- **合理的配慮の内容が教育に関わるものの場合**：教育目的・内容・評価の本質に社会的障壁が存在しないか確認。その上で、その**本質を変えず**に教育の提供方法を**柔軟に調整**。
- **合理的配慮の申出内容が過大な負担に当たると判断した場合**：障害のある学生への**理由の説明、理解、代替措置の提案**。

### 決定された内容のモニタリング

- 決定された合理的配慮の内容の妥当性、実施後の状況把握のため、提供内容のモニタリングを実施。
- 必要に応じ内容の調整。

## 【第二次まとめ】 大学等における実施体制

体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえると共に、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要

### 事前的改善措置

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面で進める環境整備

- 障害学生の心理的負担を軽減、合理的配慮等、個別の障害者のニーズに対応する機会や負担の軽減、必要なコストの削減・効率化に資する。
- 施設の整備は、中長期的な計画・取組が重要。

### 学内規程

- 国立大学・高専：障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領を策定・公表（義務）。
  - 公立大学・高専：努力義務。
  - 私立大学・高専：国公立大学等と同じ教育機関という位置づけに鑑み同様の対応が望まれる。
- 職員対応要領に限らず、障害学生支援の姿勢・方針、様々なルールの作成・公表が望まれる。

### 組織

- 委員会：大学等における障害学生支援に関する意思決定を行なう機関。
- 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口：支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署を中心に、学内の専門部署や障害学生の所属部局・担当教員が連携。専門性のある教職員（障害学生支援コーディネーター等）やカウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する者等を配置することが望ましい。
- 紛争解決のための第三者組織：障害学生と大学等の中で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてハラスメント防止委員会。

# 【第二次まとめ】各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

## (1) 教育環境の調整

- 教育の目的・内容・評価を維持することが重要。
- 3つのポリシーやシラバス等の公開により、教育の本質を可視化し、合理的配慮における変更可能性の明確化につなげる。
- 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合、大学等として十分な事前準備が必要。例えば学外実習であれば、実習の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方の検討において、受入れ機関との密接な情報交換が重要。
- 入試、単位認定等のための試験、レポートや発表等試験以外の課題において、目的を損なわないことを前提に、方法や形式等を柔軟に変更。成績評価においては、教育目標や公平性を損なう評価基準変更や、合格基準の引き下げは行わない。
- 履修に時間を要する場合は、長期履修制度の活用を検討も望ましい。

## (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

- 特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化が重要。
- 支援情報の共有・引き継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生の本人の意向尊重と、個人情報保護の観点からの本人の同意が必要。
- 大学等からの情報発信強化。入学希望者からの相談窓口整備、オープンキャンパス等の利用。
- 大学等での支援により目標を達成したモデルケース等の積極的な発信が重要。

## (3) 大学等から就労への移行(就職)

- 一般的採用方式か障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があり、卒業後の就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があるなど、就職活動が複雑。
- 早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行いつつ、就職支援の取組を実施。
  - ・職業観の涵養、対処方法、権利擁護の知識と理解に資するプログラム提供や、障害に配慮したインターンシップ等の支援
  - ・改正障害者雇用促進法などの諸制度や活用方法についての情報提供
  - ・学内関係部署の連携、学外での就職・定着支援機関、インターンシップ受入企業等との連携、大学間連携。
- 関係機関のネットワーク作りを促進。
- 利用できる地域資源や諸制度の存在、活用方法についての障害学生自身の理解促進。

## 【第二次まとめ】各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

### (4) 大学間連携を含む関係機関との連携

- 地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有  
(共有資源の例)他大学等への支援者や支援補助学生の派遣／ICTの活用含むアクセシビリティに配慮した教材やデータ／講義の映像の蓄積・共有／教材等の利用方法の研修／一般教養科目における単位互換の活用 等
- 生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)は、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供についての検討が望まれる。

### (5) 障害のある学生への支援を行う人材の育成・配置

- 組織的支援には、支援全体の調整を図るコーディネーター、個別の場面で支援を行うカウンセラー、手話通訳者等専門知識や技術を有する支援者の育成・配置が重要。
- 支援人材は、障害のある学生の身近な存在であると同時に、関連部局との連携等を通じ、支援を実質的に進める役割。
- これらの支援人材養成・確保について、支援人材の組織的位置づけや長期的支援を担える身分的位置づけの明確化、支援人材へのサポート体制等の整備等が重要。

### (6) 研修・理解促進

- 多くの教職員に対する理解促進の取組が重要。教職員の研修受講の積極的な提供。
- 支援補助学生を含めた学生全体に対して障害への理解を促進。

### (7) 情報公開

- 学内規定や相談窓口整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針・取組を積極的に公開。
- 支援に関する情報の発信は、アクセス可能な形で提供することが重要。



# 第4次障害者基本計画(H30.3.30閣議決定)

- **障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画**(第3次基本計画は、平成25年9月27日閣議決定)
- **第4次基本計画期間:平成30年度から34年度までの概ね5年間**

## Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

### (3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、**授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進**する。
- **障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進**する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する**学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表**することを促進する。加えて、これらの**学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知**を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、**学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくり**を促進する。
- 障害のある学生の支援について**理解促進・普及啓発**を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、**教職員に対する研修等の充実**を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている**障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努める**とともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、**大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進**する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する**大学等の情報公開を促進**する。

次頁  
指標・目標



# 第4次障害者基本計画(H30.3.30閣議決定)

## 障害者基本計画 関連成果目標

### 9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(直近の値)	目標値
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	80% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	69% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	36% (平成28年度)	100% (平成34年度)
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	92.1% (平成28年度)	100% (平成34年度)
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	38% (平成28年度)	100% (平成34年度)
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	34% (平成28年度)	100% (平成34年度)
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	—	100% (平成34年度)
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	21% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	23% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	80% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)

# 大学等への支援

## 財政支援

- 国立大学法人運営費交付金
- 私立大学等経常費補助金(一般補助)
- 社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業(2017~2019年度)

## 日本学生支援機構による支援

1. 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「合理的配慮ハンドブック」
  2. 「障害のある学生への支援・配慮事例」
  3. 「障害学生実務者育成研修会」の実施
  4. 「障害学生支援理解・啓発セミナー」の実施
  5. 「専門テーマ別セミナー」の実施
  6. 「大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
  7. 「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集
- 「障害学生修学支援ネットワーク事業」  
障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校(9校※)とし、日本学生支援機構と協力してセミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

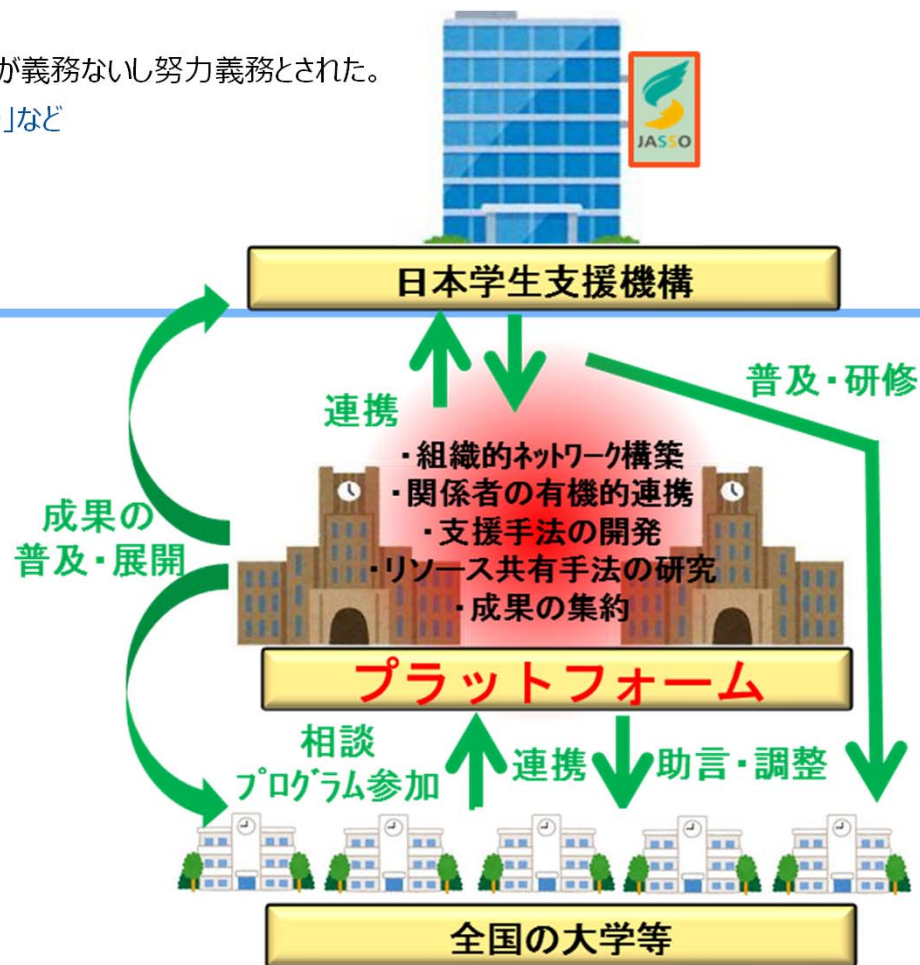
## 背景説明

- 障害のある学生数の急増  
平成18年から平成29年の間で6倍以上（約5,000人→31,204人）に増加。
- 「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月）  
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- 第四次障害者基本計画（平成30年3月閣議決定）、「ニッポン一億総活躍プラン」など  
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）  
オールジャパンの取組みを促進するため、本施策が提案された。

## 事業内容

- 将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成する取組を支援
- <プラットフォームでの取組内容>
  - ① 大学等、福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等との組織的なネットワークを構築する。
  - ② 障害のある学生への支援における課題の解決に向けて、職員や研究者その他の関係者の有機的連携を先導する。
  - ③ 障害のある学生への支援の手法の開発・調査や、人材・設備・教材などの支援リソースの共有手法の研究など、これまでの支援方法を発展させる取組を行う。
  - ④ 得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行う。

2019年度は事業の最終年度であり、2017年度に採択をした既存の取組（2件）を着実に推進する。



## 成果、事業を実施して、期待される効果

### オールジャパンの取組を促進し、共通課題の克服を目指す

- ・同等条件で学べる教育環境の充実
- ・大学等から就労への移行（就職）を促進
- ・初中段階から大学等への移行（進学）を促進
- ・理解促進、情報公開、研修の充実



「高等教育アクセシビリティプラットフォーム」  
Higher Education Accessibility Platform

連携校：広島大学

体制整備に困難さがある高等教育機関を支援

HEAP事業

- 体制整備協力・相談事業
  - ・ 障害学生支援体制構築の相談・コンサルティング
  - ・ 研修講師派遣およびコーディネート等の研修支援
- カテゴリーを意識したネットワーク形成事業
  - ・ 地域ネットワーク構築支援、高専・通信制・短大・医学系・理工系など、校種や分野等でのネットワーク形成
  - ・ 機器の貸し出し等、リソースシェア支援
- 各種連携体制の機能強化、形成促進支援
  - ・ 高大連携強化…高校への講師派遣
  - ・ 社会（就労）移行支援・地域社会資源連携モデル作り

大学関係者の皆さま

HEAP事業では、例えば障害学生支援部署の立ち上げや各種規程の整備、学内の障害学生支援体制の構築にあたり、先行大学での事例を参考として、各大学に合った体制作りができるよう、ご依頼に応じて様々な助言・コンサルティングを行っています。加えて、障害学生支援に関するテーマで所属する教職員を対象とするFD/SD研修を実施する際の、講師派遣やコーディネートの支援も実施しています。障害学生支援で第三者の視点から助言が欲しいと思った時はぜひご連絡を頂ければと思います。

また、障害学生支援の新たな地域連携の取組や、設置校種別ごとの連携支援ネットワーク形成もサポートしており、ニーズに応じて様々な大学が連携できるようサポートいたします。ご連絡をお待ちしています。

支援機器の貸し出し、協力校にご登録いただいた大学向けの支援技術関連限定動画の公開なども行っています。webサイトをぜひご覧ください。



京都大学 学生総合支援センター  
メールアドレス：d-support-pfm@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp  
Webサイト：https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/  
TEL：075-753-5707 FAX：075-753-5722  
担当) 村田淳、船越高樹、宮谷祐史

「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業」  
Platform of Higher Education and Disability

連携校：筑波大学・富山大学

障害学生支援の先端的取り組み

PHED事業

- 障害学生支援スタンダード構築、個別相談事業
  - ・ 就労移行・ICT活用等のテーマ別検討部会（SIG）の開催
  - ・ 継続的な専門的研修(Capacity Building Institute)の提供
  - ・ 大学・障害学生本人からの支援に関する相談受付
- キャリア・就労以降の連携構築
  - ・ 一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアムと連携したインターンシップの実施・円滑化
  - ・ 産・学・官の連携構築
- 障害学生のエンパワメント
  - ・ 障害学生間ネットワーク構築のための交流事業開催

大学関係者の皆さま

PHED事業では、各校での質の高い支援提供に向け、支援に必要なスキル・ノウハウ・リソースや連携体制の仕組み等、様々なテーマの専門的研修を毎月開催しており、遠隔参加可能なウェブ配信も行なっています。90点以上の支援機器を実際に使用体験できる機会を毎月設けており、学生との参加も可能ですし貸し出しも行っています。これらはHPから申込可能です。企業や就労移行支援事業所や自治体と連携を進めたい場合はぜひご連絡ください。

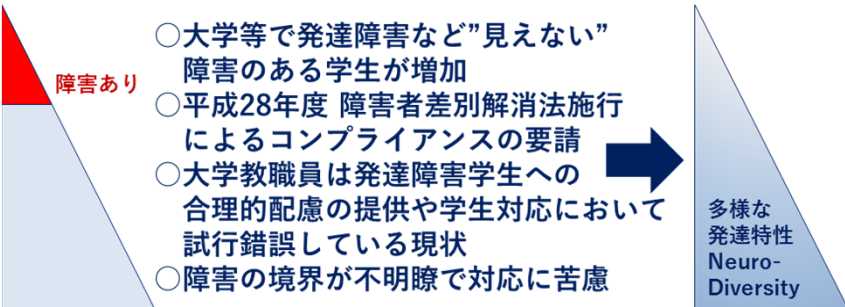
障害学生を対象としたワークショップの実施に加え、本人のエンパワメントのための支援に関する相談、他大学の学生との交流の場の提供も行っていますので、貴学の学生にも本事業をご案内くだされば幸いです。

メールアドレスご登録により、各種開催情報等を随時メールで提供しますので、下のメールアドレス宛に、メール配信希望の旨をぜひご連絡ください。支援に関する各種相談も電話・メールで随時受け付けています。



東京大学 先端科学技術研究センター  
メールアドレス：phed-secretary@at.rcast.u-tokyo.ac.jp  
Webサイト：https://phed.jp Twitter: @PHED\_U\_Tokyo  
TEL・FAX：03-5452-5443  
担当) 近藤武夫、高橋桐子、森脇愛子





- 発達障害は定型発達からの連続体（スペクトラム）
- 学生の多様な発達特性を考慮した授業設計や学生対応に関する知識・技術が必要
- 管理職を中心に組織的対応に関する知識・技術が必要

筑波大学  
ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター  
(DACセンター)

- 国内最大規模の「障害科学」専門家集団を有する組織体制
- 日本学生支援機構(JASSO)拠点校としての対応実績
- 発達障害学生支援(RADD)プロジェクトの実践・研究実績

### 発達障害学生支援に関するFD/SD研修会の開催

- 講義 + 実技形式での知識・技術の獲得  
発達障害学生に有効な支援技術体験  
アセスメントの実技講習にも対応
- オンサイト + ウェビナー型研修会  
遠方からの参加も可能な  
ウェブベースの研修会を企画

### 発達障害学生支援に関する相談対応

- リアルな支援実践に基づく相談対応  
支援実践経験を有するスタッフが、  
他大学の教職員からの相談に個別対応
- 相談ネットワーク構築  
ウェブによる遠隔相談にも対応  
気軽に相談できるネットワークを構築

筑波大学DACセンター  
教育関係共同利用拠点

支援情報データベース  
"Learning Support Book"

FD/SD研修  
相談対応  
講師対応

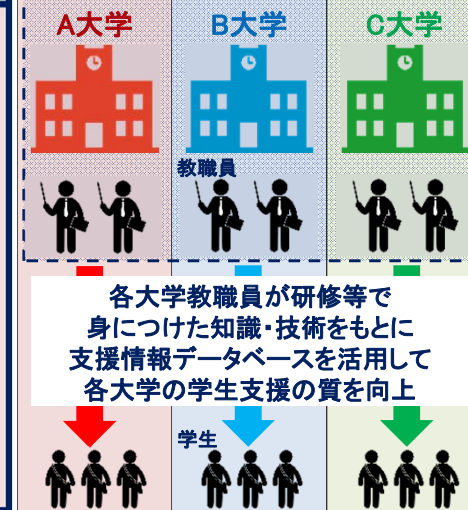
全国の大学教職員に対する  
FD/SD研修や相談対応により  
発達障害(特性)に関する  
各大学教職員の知識・技術を向上  
各大学で使えるリソースとして  
支援情報データベースを提供

- 専門テーマ別研修プログラム  
学習支援、ICT利活用、キャリア教育  
などの専門研修プログラムの立案
- 各大学の体制整備に貢献  
各大学への講師派遣により  
コンセンサスの取れた体制整備へ

### 発達障害学生支援に関する 各種講習会への講師依頼対応

- 支援情報データベースの整備  
発達障害傾向の学生に有効な  
支援情報データベースを整備
- 各大学の学生への間接的な支援  
各大学に在籍する学生を対象に  
支援情報配信による自助スキルの向上

### 発達障害学生支援に有効な データベース構築と配信





# 本日の説明の要旨

## 平成28年4月障害者差別解消法が施行

→ 大学においても、**不当な差別的取扱いの禁止**や**合理的配慮の提供**が、法的に義務ないし努力義務

### <背景>

- 平成18年、国連総会で「障害者権利条約」採択
  - 平成19年同条約に署名
  - 平成23年「障害者基本法」の改正、平成25年「障害者差別解消法」の策定等、国内法の整備

### 文科省では……

- 平成24年「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」⇒「第一次まとめ」
- 平成27年「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
- 平成29年「障害のある学生の修学支援に関する検討会」⇒「第二次まとめ」

### 一方で、近年……

- 障害学生の在籍者数は急激に増加
  - 修学支援を行うための知見、経験、施設・設備、人員が極めて不足
  - 合理的配慮の内容をどのように決定するのか？  
どの程度まで行う必要があるのか？  
内容について不服申し立てがあった場合の対応はどうするのか？  
など判断に窮する場面が多々生じている
- 障害学生への支援についての基盤となる一定の考え方が必要
  - 大学等の役員や教職員全員がこれを共有していくことが不可欠

- 障害のある学生への支援に関する理解を深め、より適切で効率的な支援を！
- 「第二次まとめ」や先進的な取組を実践する大学を参考に学生支援の現場で取組の推進を！

# 參考資料

# 障害権利条約と障害者基本法

## ◆障害者の権利に関する条約

### 第1条 目的(抜粋)

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

### 第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

### 第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

## ◆障害者基本法

### 第4条 差別の禁止(抜粋)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

### 第11条 障害者基本計画等(抜粋)

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

# 障がいのある学生の修学支援に関する検討会(平成24年度)

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」(座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)を開催。
- 計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)同合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、同年12月に第一次まとめとして取りまとめ。

## 大学等における合理的配慮の対象範囲

### ○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生  
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)

### ○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

### ○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象  
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

## 合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの  
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

### 主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。  
など

## 関係機関が取り組むべき課題

### 短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
  - ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
  - ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
  - ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

### 中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

## 今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

# 「障害のある学生の修学支援に関する検討会」で示された課題

## 〈第一次まとめ（平成24年12月）〉

### 短期的課題

- 情報公開
- 体制整備
- 財政支援
- 相談窓口の整備の促進
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成

### 中・長期的課題

- 大学入試の改善（入試における配慮）
- 通学上の困難の改善
- 通信教育の活用
- 専門的人材の養成
- 財政支援
- 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化
- 教材の確保（点訳、テキストデータ化、拡大、字幕付け）
- 就職支援等
- 調査研究、情報提供、研修等の充実

## 〈第二次まとめ（平成29年3月）〉

### 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

- 教育環境の調整
- 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）
- 大学等から就労への移行（就職）
- 大学間連携を含む関係機関との連携
- 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置
- 研修・理解促進
- 情報公開



# 平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【短期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ①情報の公開

	平成24年度
ホームページでの修学支援情報の公開	113校 (9.4%)
入試における配慮を入試要項及びホームページに記載	499校 (41.7%)

	平成29年度	平成30年度
ホームページでの修学支援情報の公開	515校 (44.0%)	559校 (47.8%)
入試における配慮を入試要項及びホームページに記載	748校 (63.9%)	776校 (66.4%)

(大学での実施率)  
国立95.3%、公立65.2%、私立46.6%

(大学での実施率)  
国立97.7%、公立88.0%、私立69.7%

(大学での実施率)  
国立98.8%、公立84.8%、私立75.3%

## ②相談窓口の設置

	平成26年度
障害のある学生による支援の申し出等の相談を受け付ける窓口を設置している大学等	650校 (54.9%)

	平成29年度	平成30年度
障害のある学生による支援の申し出等の相談を受け付ける窓口を設置している大学等	839校 (71.7%)	880校 (75.3%)

# 平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【短期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ③体制の整備

		平成24年度	平成29年度	平成30年度
委員会の設置状況		783校(65.4%)	1,021校(87.3%)	1,032校(88.3%)
(内訳)	専門委員会を設置	185校(15.4%)	406校(34.7%)	455校(38.9%)
	他の委員会が対応	598校(49.9%)	615校(52.6%)	577校(49.4%)
担当部署の設置状況		995校(83.1%)	1,106校(94.5%)	1,128校(96.5%)
(内訳)	専門部署・機関を設置	90校(7.5%)	228校(19.5%)	250校(21.4%)
	他の部署・機関が対応	905校(75.5%)	878校(75.0%)	878校(75.1%)

# 平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【中長期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校） ※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ① 大学入試の改善

入学者選抜において、大学等が受験上の配慮を行った受験者数

平成24年度

380校 (31.7%)  
2,748人

平成29年度

464校 (39.7%)  
4,215人

平成30年度

459校 (39.3%)  
4,308人

(大学での実施率) 国立90.7%、公立47.8%、私立47.0%

## ② 高校及び特別支援学校と大学等との接続円滑化

平成24年度

出身高校及び特別支援学校高等部と連携を図った大学等

109校 (9.1%)

平成29年度

—

平成30年度

—

(内訳) 出身校との連携

94校 (7.8%)

特別支援学校との連携

15校 (1.3%)

個別支援情報の収集(出身校との連携等※)

—

※個別支援状況の収集(出身校との連携等)：出身校や保護者と連携し、必要な支援や入学以前に受けていた支援に関する情報を収集したもの

177校 (15.1%)

168校 (14.4%)

(大学での実施率) 国立44.2%、公立14.1%、私立22.6%

## ③ 通学上の困難の改善

平成26年度

通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)を行った大学等

181校  
(15.3%)

平成29年度

216校  
(18.5%)

平成30年度

204校  
(17.5%)

# 平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【中長期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ④教材の確保

	平成24年度	平成29年度	平成30年度
点訳・墨訳	46校 (3.8%)	40校 (3.4%)	44校 (3.8%)
教材のテキストデータ化	66校 (5.5%)	89校 (7.6%)	107校 (9.2%)
教材の拡大	106校 (8.8%)	132校 (11.3%)	141校 (12.1%)
ビデオ教材への字幕付け	60校 (5.0%)	80校 (6.8%)	86校 (7.4%)

## ⑤通信教育の活用

		平成24年度	平成29年度	平成30年度
大学等の通信教育課程に在籍する障害のある学生数		1,541人	1,911人	2,121人
(内訳)	大学(大学院含む)	1,533人	1,881人	2,109人
	短期大学	8人	30人	12人

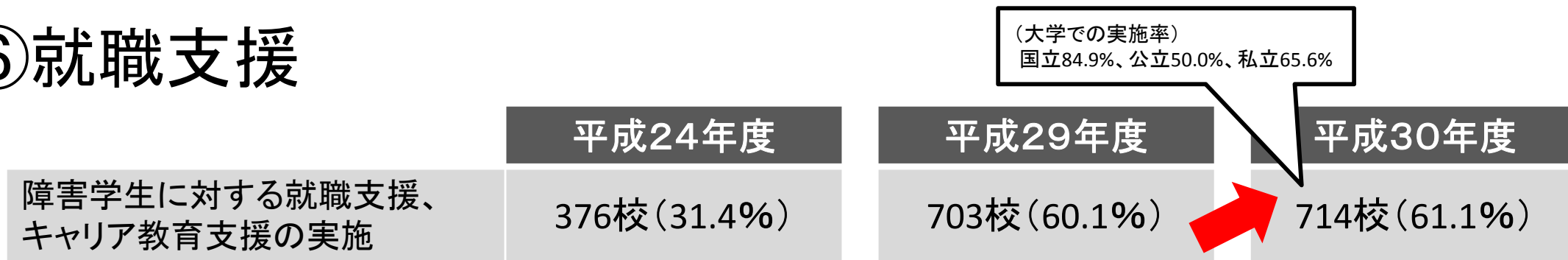


# 平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【中長期的課題】

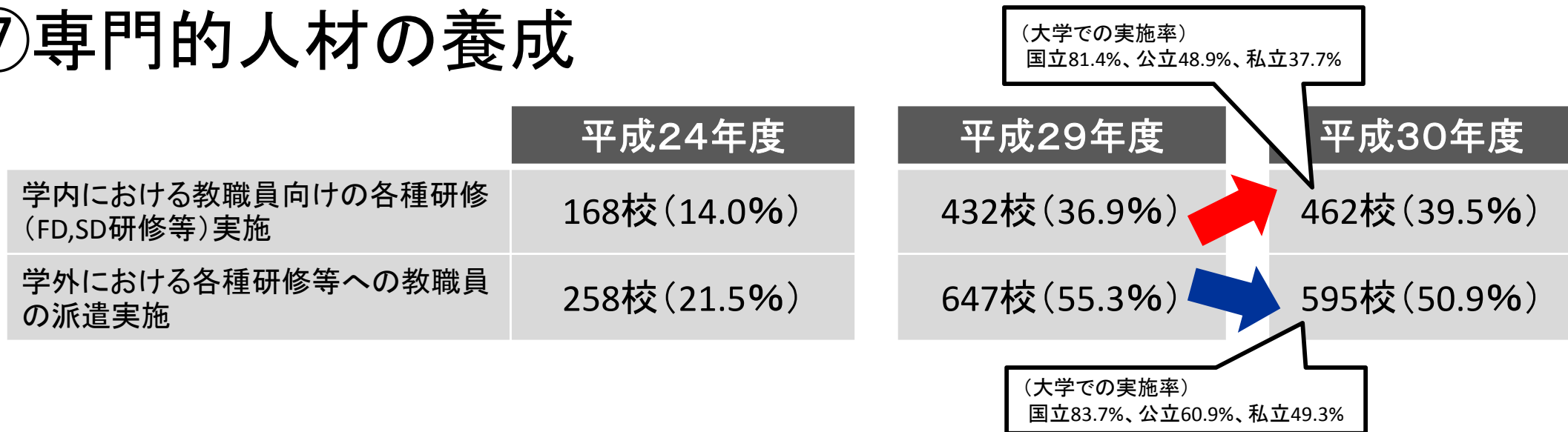
母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ⑥ 就職支援



## ⑦ 専門的人材の養成



# 平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ①教育環境の調整

	平成24年度	平成29年度	平成30年度
授業に関する支援を実施している大学等	601校 (50.2%)	741校 (63.3%)	782校 (66.9%)
授業以外の支援を実施している大学等の割合	480校 (40.1%)	646校 (55.2%)	669校 (57.2%)

(大学での実施率)  
国立94.2%、公立70.7%、私立74.5%

(大学での実施率)  
国立87.2%、公立55.4%、私立63.6%

## ②初等中等教育段階から大学への移行（進学）

再

	平成24年度	平成29年度	平成30年度
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	113校 (9.4%)	515校 (44.0%)	559校 (47.8%)

(大学での実施率)  
国立95.3%、公立65.2%、私立46.6%

# 平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数: 全学校 (平成24年度: 1,198校、平成25年度: 1,190校、平成26年度: 1,185校、平成28年度: 1,171校、  
平成29年度: 1,170校、平成30年度: 1,169校)

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ③大学等から就労への移行（就職）

	平成27年度	平成29年度	平成30年度
障害学生向け求人情報の提供	203校 (17.2%)	213校 (18.2%)	245校 (21.0%)
就職支援情報の提供、支援機関の紹介	222校 (18.8%)	259校 (22.1%)	269校 (23.0%)
就職先の開拓、就職活動支援	170校 (14.4%)	214校 (18.3%)	210校 (18.0%)

**再**

	平成24年度	平成29年度	平成30年度
障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施	376校 (31.4%)	703校 (60.1%)	714校 (61.1%)

(大学での実施率)  
国立84.9%、公立50.0%、私立65.6%

# 平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ④ 大学間連携を含む関係機関との連携

(大学での実施率)  
国立67.4%、公立32.6%、私立40.2%

	平成27年度	平成29年度	平成30年度
学外機関との連携	329校 (27.8%)	437校 (37.4%)	444校 (38.0%)

## ⑤ 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

		平成25年度	平成29年度	平成30年度
障害学生支援担当者配置校数		972校 (81.7%)	1,119校 (95.6%)	1,117校 (95.6%)
(内訳)	専任配置	109校 (9.2%)	193校 (16.5%)	198校 (16.9%)
	兼任配置	863校 (72.5%)	926校 (79.1%)	919校 (78.6%)

# 平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、平成28年度：1,171校、  
平成29年度：1,170校、平成30年度：1,169校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

## ⑥ 研修・理解促進



## ⑦ 情報公開

再

ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合

